

意見書

平成 21 年 2 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部移動通信課あて

郵便番号 224-8502

(ふりがな)かながわけんよこはましつづきかがはら

住所:神奈川県横浜市都筑区加賀原 2-1-1

(ふりがな)きょうせらかぶしがいしゃ

氏名:京セラ株式会社 代表取締役社長 川村誠

「3.9 世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案等に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見公募対象の 3)2,010MHzを超え 2,025MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案に関しまして以下の通り、意見を申し入れさせていただきます。

(その一)

* 第二項 2 「当該特定基地局に係る周波数の使用区域は全国とする」

↓

指針案に代えて

「周波数の使用区域は、地域の必要性に応じて柔軟に地域毎に割り当てる。」

* 第三項 「開設計画の認定の日から 5 年以内に、総合通信局の管理区域毎のカバー率が全て 50%以上になるように当該特定基地局を配置しなければならない。」

↓

指針案に代えて

「地域の事情、用途の事情」に合わせたカバレッジ率の設定をする。

* 第五項 2

「但し、地域毎に連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定に申請を行なう場合には、これらの申請をひとつの申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。」

↓

本主旨を歓迎します。

「申請することができる周波数の帯域幅は 15MHzとする。」

↓

指針案に代えて

「申請することができる周波数の帯域幅は 15MHzとする。但し、複数の事業者から提案があった場合、事業の規模、内容を検討し、複数の申請者が干渉が起こらない場合において、帯域幅を小分割して使用することを前提として申請することができるようにする。」

* 第五項 3

「開設計画の認定に関して、二つ以上の申請者がある場合はそれぞれの申請について比較基準を行ない、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが高いひとつの申請者に対して行なうものとする」

↓

前述第五項 2 の二つ目の提案に合わせて削除することを提案します。

以上